

第 67 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
KDDI 株式会社への追加質問及び回答
(着信事業者が設定する音声接続料の在り方関係)

問 この制度の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。このような小規模事業者の救済処置は必要と思われるか。

例えば、小規模事業者が多い米国のビル&キープ制度では、ユニバーサル・サービス基金が過疎地の小規模事業者を補助していると聞いています。

(辻座長)

(KDDI 回答)

- 『IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 報告書』(令和 3 年 9 月 1 日答申)にて、「その他の中小の固定系・非指定事業者においては、接続協議の結果、発信網ミラー(発信事業者の設定する接続料をベンチマークとして、着信事業者の接続料に採用する方法。中小の固定系・非指定事業者では、接続会計をしておらず自ら接続料を算定することが困難、あるいはその負担が大きい等の理由から、発信網ミラーに依じるケースも少なくない。)による接続料設定に合意している例が少なくない。」とされています。
- このように現状の小規模事業者が設定している接続料は、必ずしも原価を反映したものとはなっておらず、仮に救済措置を行うことになれば、対象事業者の原価把握の方法を一から検討する必要があります。音声市場が継続的な縮小傾向にある中で、小規模事業者の原価把握方法をルール化することは、過剰な規制コストになりかねず、小規模事業者にとっても大きな負担になるものと考えます。
- 米国のビル&キープ制度にて、財政的に大きな影響を受ける既存地域通信事業者に対し、2011 年の州際・州内アクセスチャージ収入の 90%をベースラインとし、新制度に基づくアクセスチャージ収入との差額を「アクセスチャージ収入損失」として一定期間に限り回収することが認められ、一部は上限を設定した上でユーザ料金を値上げすることや、それでも全てを回収できない場合は、基金からの補填があったと確認しておりますが、このような制度が議論された背景を正確に把握するには至っておりません。
- このような米国におけるビル&キープ制度が検討された当時の正確な導入背景や、日米における網使用料算定方法やユーザ料金設定範囲(着信通話料等)の差異、現在日本国内で生じている課題等の比較検討を踏まえ、国内に適したビル&キープ方式の導入検討の参考とすることが望ましいと考えます。

第 67 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
KDDI 株式会社への追加質問及び回答
(シェアドアクセス方式における残置回線に係る
接続料算定方法の見直し関係)

問 1 第 67 回会合における NTT 東日本・西日本説明資料 P. 11 で示された算定方法を見直す場合の単価試算を踏まえ、貴社はどのように考えるか。
(佐藤構成員)

(KDDI 回答)

- 過去に残置された回線が非常に多く発生・蓄積しており、その結果、接続料の算定方法を見直した後の単金が大幅に上昇する点について、当社としては非常に問題視しています。特に西日本においては、見直し後の接続料内訳として、残置回線分が 46% 占めるものと認識しております。
- 第 66 回会合での当社プレゼン資料のとおり、2 本引き等の再利用可能性の無い不要な残置回線については、順次撤去促進を行い、設備の効率化・接続料の低廉化を図るべきと考えます。
- 一方、NTT 東西殿からは、工事判断する場合において原則残置するという考え方が示されていますが、撤去時に要する費用[撤去工事費+未償却残高]と残置に係る費用[引込等設備維持負担額+引込等設備管理負担額]を比較した場合、東日本：9 年、西日本：6 年という損益分岐の期間(※)を超えて残置し続けると撤去するより残置した方が費用負担が大きくなります。同一戸建への 2 本引き等、再利用可能性がないケースが存在する場合は、再利用可能性を考慮した工事判断をすることが適切であり、NTT 東西殿が主張されている原則残置するという考え方は必ずしも適切ではないと考えます。

(※) 2022 年度適用分の接続料金額にて算出

- そのため、これまでに発生した既存の残置回線分については、残置の必要性や残置・撤去判断における合理性を確認すべきであり、NTT 東西殿においては、以下の対応が必要であると考えます。
 - ・ (2 本引き等により) 再利用可能性のない回線の数・割合の開示。
 - ・ 再利用可能性のある回線のうち、上述した損益分岐の期間を超えている回線の数・割合の開示。
 - ・ 残置回線数※について過去からの推移(少なくとも直近 5 年間)の開示。※網使用料化後には接続料の算定根拠として開示されると理解しておりますが、今回の議論において、費用負担の在り方等を検討する際には重要な指標であるため

- ・ 透明性確保の観点から、「残置回線数・再利用可能性の無い回線数・再利用した回線数・撤去工事した回線数」などを定点観測し、NTT 東西殿が効率的な工事判断・運用を実施していることについて総務省殿への報告、および実施状況の確認。

※ なお、参考資料 68-2 にて NTT 東西殿より「同一建物に複数の引込線が設置されている件数を把握することは困難」という意見が提示されております。この点、残置回線においては、接続料として維持負担額・管理負担額が回線単位で設定されていることを踏まえ、効率的な設備運用を図る観点から、再利用可能性有無（各建物に引込された回線数等）を把握できる運用管理方法の実現が必要と考えます。

- その上で、「算定方法見直し後における接続料の急激な上昇の影響により事業者間の競争が促進されない場合」、および、「上述の定点観測により改善が見込まれない場合」においては、NTT 東西殿が設備の効率化を促進するインセンティブの確保に資するルールを作る必要があると考えます。

例えば、接続料の算定方法として、「同一戸建における 2 本目以降の回線は残置が必要である理由を立証しない限り原価から除外」、「1 本目においても、上述した損益分岐の期間を超えた残置回線については原価から一定程度除外」などのルール整備が必要と考えます。

- また、NTT 東西殿からは、撤去工事費の負担方法として、「撤去する事業者が個別に負担することが適当」という考え方が示されていますが、網使用料化後において、残置回線に対する撤去工事費の負担方法についての考え方を明確にさせていただきたいと考えます。各々撤去工事費の負担方法と合わせて、上述した接続料の算定方法やインセンティブ確保の方法について検討が必要と考えます。

問 2 残置回線に関する今回の見直しにより、負担が減少する事業者、逆に増加する事業者が出てくる。その差は、現行の残置回線数に依存すると思われる。残置回線が多い（少ない）事業者は結果的に負担が減少（増加）する。従って、以下のような問題が発生する可能性がある。

(1) これまでの残置回線数

網使用料化すれば、これまで残置回線が少なかった事業者が、結果的にこれまで残置回線が多かった事業者を補助する形になる可能性がある。これと公正競争の影響をどう考えられるか。

(2) 今後の残置回線の削減のインセンティブ

網使用料化すれば、今後残置回線を減らそうという誘因は生じると思われ

るか。

(3) 接続料の上昇による新規参入への影響

この仕組みでは接続料が上昇するが、これは新規参入事業者の減少といった競争への影響はあると思われるか。特に、過去の残置回線の処理を、それと関係ない新規参入事業者に負担させるという公平上の問題は生じないか。

(辻座長)

(KDDI 回答)

(1) これまでの残置回線数

- 残置回線の網使用料化においては、他の接続機能と比較して、公正競争上の影響が網使用料化されている既存の接続機能以上に生じ得るとは考えておりません。
- 接続料の算定方法へ見直す際、費用負担の再按分が生じ、各事業者における費用負担の増減が生じるのは事実ではあるものの、現行のルール策定時の前提となっている特殊な状況が解消されている現状を鑑みれば、当該理由だけをもって、残置回線に対して網使用料化を実施しない理由にはならないと考えています。
- ただし、再利用可能性を有しない回線においては、既存の接続事業者および新規参入事業者にて再利用・転用することが不可能であるため、受益負担の公平性が確保されないことから、仮に再利用可能性を有しない回線が多数存在する場合においては、算定方法見直し後における公正競争の阻害要因になり得ると考えます。

(2) 今後の残置回線の削減のインセンティブ

- 残置回線削を削減するインセンティブ確保という観点においては、残置回線数に応じて接続事業者の費用負担が大きくなる点を踏まえると、「現行ルールにおける各事業者個別に負担する場合」および「網使用料化して回線利用事業者にて按分負担する場合」の双方において、当該インセンティブは一定程度確保されると考えます。そのため、残置回線の網使用料化においては、現行のルールと比較し、当該インセンティブが増加するものではないと考えます。

ただし、本会合第 66 回における当社資料にて記載のとおり、接続事業者においては、再利用可能性を有する回線／有しない回線を確認する術がないため、不要な残置回線を減らすためには、網使用料化により設備事業者である NTT 東西殿における工事判断・撤去促進が必要という考えです。

(3) 接続料の上昇による新規参入への影響

- 残置回線の網使用料化においては、分岐端末回線に係る接続料の上昇がある一方、事業を継続する上で将来的に発生する残置回線費用の負担軽減がなされるため、新規参入事業者における影響はないと考えます。

ただし、再利用可能性を有さない回線においては、既存の接続事業者および新規参入事業者にて再利用・転用できないものであるため、新規参入事業者が負担する場合、受益負担の公平性を損なうという問題が発生し得るため、上述したように、接続料の原価から除外する等、算定方法の検討が必要と考えます。

問2 令和4年12月末時点における貴社の総回線数、総残置回線数及び令和4年12月までの撤去回線数の推移を示されたい。

(佐藤構成員)

(KDDI回答)

赤枠内構成員限り

問3 貴社のユーザが回線撤去を選択した場合の利用者の負担額（5年前～現在までの推移）を示されたい。また、負担額を何に基づき設定しているか。

(佐藤構成員)

(KDDI 回答)

■撤去工事費における請求額

- ・2018年2月28日以前の新規申込契約者：10,000円（税抜）
- ・2018年3月1日以降の新規申込契約書：28,800円（税抜）

■撤去工事費における料金設定の考え方

本会合第66回における当社資料にて記載のとおり、撤去工事費については、解約を契機とした費用である点から「お客様間の負担の公平」を極力考慮し、料金設定・お客様への案内を実施しています。

問4 残置回線は、引っ越しやユーザの高齢化、死亡といった理由に加えて、ユーザを他事業者に取りられた場合、元の事業者が回線を残置することになるので、事業者間の競争の結果残置回線が発生する。

残置回線を今後生じないようにするには転用が重要であり、今後、シェアードコラボ間の転用も実現することとなるが、現状実現しているシェアードフレッツ間の転用について、利用が低調なのは、どのような理由があると思われるか。

(辻座長)

(KDDI 回答)

- 2015年2月のコラボ光台頭以前においては、NTT設備を利用する全プレイヤー間にて転用が実現できていたため、お客様に対しては転用工事への案内・誘導を容易に行っていました。
- 一方、コラボ光台頭後においては、コラボ光事業者との転用が実現できていなかったため、当社サービスからの転入元・転出先の事業者によって転用工事が可能な場合・不可な場合が存在しております。
- お客様にとってもご自身の利用中サービス（フレッツ、又はコラボ光サービス等の利用状況）を正確に把握できていないケースがあり、お客様からの利用中サービスのご申告があった場合においても、当社にて利用中サービスを正確に把握・確認するための容易な方法がない等の課題があるため、当社において、お客様への適切な工事案内の判断が難しい状況です。
- 今後、コラボ光との転用スキームが実現後においては、当該課題の改善が見込まれるため、転用率は向上するものと考えています。